

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R7.12.17）」

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第257号 令和7年12月17日

1 食卓の安全・安心ニュース（第9号）を発行しました。

県では、食品のリスク対策に役立つ情報の提供のため、「食卓の安全・安心ニュース」を発行しています。

今回は「フグによる食中毒を予防しよう！」「食べ残し持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン」という2つのテーマでお送りします。

フグの体内にはテトロドキシンという毒が含まれており、食後20分～3時間程度でしびれや麻痺症状が現れ、重症の場合は呼吸困難で死亡することもあります。そのため、岐阜県では「岐阜県食品衛生法施行条例」や「岐阜県ふぐ取扱指導要綱」によりフグ処理施設の基準やフグの適正な取扱いを定めて安全の確保に努めています。

外食での食品ロス削減のため、食べ残しを持ち帰る取組みが食品ロス削減の手段として注目されています。ですが、食べきれずに持ち帰った料理は提供後すぐの状態の料理と比較して食中毒のリスクが高まるため、「食べ残し持ち帰りに関する食品衛生ガイドライン」において食品衛生上の留意事項を示しています。

ニュースではフグ毒による食中毒の発生状況や食べ残し持ち帰りの注意事項について、博士とQ子の会話形式でわかりやすく紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

◆食卓の安全・安心ニュースは岐阜県公式ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/477067.pdf>

◆食卓の安全・安心ニュースのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7309.html>

2 令和8年度食品安全モニターの募集開始のお知らせ

食品安全委員会では、令和8年度の食品安全モニターの募集を開始しました。

[\(https://www.fsc.go.jp/monitor/\)](https://www.fsc.go.jp/monitor/)

食品安全モニターとは、食品安全に関する課題や問題点について提案・報告、当委員会の運営に関する改善点に関する提言を行う方のことです。

食品安全モニターになると、その活動が食品安全に関する施策の改善につながるほか、無料・専用のeラーニングの受講や、当委員会のセミナー情報の入手等ができます。

＜食品安全モニター募集内容＞

○応募期間：令和7年12月1日（月）～令和8年1月23日（金）23時59分

○応募方法：応募フォームから登録（<https://form.cao.go.jp/shokuhin2/opinion-0165.html>）

○応募資格：以下のアからエまでの全てに該当する方

ア　日本国内に居住している満18歳（令和8年4月1日時点）以上の方

イ　ご自分の電子メールアドレス、インターネット接続されたパソコンをお持ちの方

ウ　食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有している方（大学等で食品に関する学科等を卒業した方、栄養士、調理師等の食品に関する資格を保有する方、食品安全に関する業務への従事経験がある方等）

エ　令和8年4月1日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方

○任期：1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

○活動内容：食品の安全に関する報告及び提案、アンケート等への協力、研修の受講、食品の安全に関する情報を地域の方々へ提供、食品の安全に関する公知の事実以外の危害情報（※）を入手した場合の報告

（※）食品が原因で健康に被害を及ぼすような事案で、新聞やインターネット等で公知になっていない時点の情報

○添付ファイル（PDF）を開くには AcrobatReader が必要です

お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp>までお知らせください。

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp
